

改正

平成23年7月8日掛川市条例第16号

平成25年3月27日掛川市条例第17号

令和元年12月20日掛川市条例第14号

令和元年12月20日掛川市条例第20号

掛川市排水設備指定工事店条例

(趣旨)

第1条 この条例は、掛川市污水处理施設条例（平成17年掛川市条例第96号）第9条第2項、掛川市公共下水道条例（平成17年掛川市条例第97号）第10条第2項、掛川市農業集落排水処理施設条例（平成17年掛川市条例第99号）第12条第2項及び掛川市戸別浄化槽条例（平成17年掛川市条例第101号）第19条第2項の規定に基づき、指定工事店の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 掛川市污水处理施設条例第9条第1項、掛川市公共下水道条例第10条第1項、掛川市農業集落排水処理施設条例第12条第1項及び掛川市戸別浄化槽条例第19条第1項に規定する工事をいう。
- (2) 指定工事店 市長（下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。以下同じ。）が工事に関し技能を有する者として指定する掛川市排水設備指定工事店をいう。
- (3) 責任技術者 静岡県下水道協会（以下「県協会」という。）が実施する責任技術者認定試験に合格し、県協会に登録された者をいう。

(指定の申請)

第3条 指定工事店の指定を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

(指定工事店の指定)

第4条 市長は、前条の規定により申請した者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同条の指定を行う。

- (1) 責任技術者が1人以上専属していること。
- (2) 工事の施工に必要な機械器具及び設備を有していること。

- (3) 静岡県内に営業所があること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない場合
 - イ 専属する責任技術者が県協会の登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない場合
 - ウ 第10条第2項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない場合
 - エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合
 - オ 掛川市暴力団排除条例（平成24年掛川市条例第27号）第2条第3号の暴力団員等（以下この号において「暴力団員等」という。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者であると認められる場合
 - カ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適切に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない場合
 - キ 法人にあっては、その代表者がアからカまでのいずれかに該当する場合
(指定工事店証)

第5条 市長は、前条の規定により指定工事店を指定したときは、掛川市排水設備指定工事店証（以下「指定工事店証」という。）を交付するものとする。

- 2 指定工事店は、指定工事店証を営業所内の見やすい場所に掲げなければならない。
(指定工事店の責務及び遵守事項)

第6条 指定工事店は、法令、条例及び規則その他市長が定めるところに従い、適正かつ誠実な排水設備工事の施工に努めなければならない。

- 2 指定工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 工事の施工の申込みがあったときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならないこと。
 - (2) 適正な工費で工事を施工しなければならないこと。
 - (3) 工事の契約に際しては、工事金額、工事期限その他工事の内容について必要な事項を明確に示さなければならないこと。
 - (4) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならないこと。
 - (5) 指定工事店としての自己の名義を他の業者に貸与してはならないこと。
 - (6) 掛川市汚水処理施設条例第7条、掛川市公共下水道条例第8条、掛川市農業集落排水処理

施設条例第10条又は掛川市戸別浄化槽条例第14条の規定による確認を受けた工事でなければ着手してはならないこと。

(7) 責任技術者の監督管理の下において、工事を施工しなければならないこと。

(8) 工事の完了後1年以内に生じた故障については、天災地変又は使用者の責めに帰すべき理由によるものでない限り、無償で補修しなければならないこと。

(9) 災害その他緊急時に排水設備等の復旧に関し、市長から協力の要請があった場合は、これに協力するよう努めること。

(指定の有効期間)

第7条 指定の有効期間は、指定工事店としての指定を受けた日から3年とする。ただし、市長が、特別の理由があると認めるときは、当該期間を短縮することができる。

(指定の更新)

第8条 指定の有効期間の満了後、引き続き指定工事店の指定を受けようとする者は、期間満了の日前30日までに市長に申請して更新を受けなければならない。

(指定要件等に関する事項の届出義務)

第9条 指定工事店は、第4条各号に規定する指定基準の要件を欠くに至ったとき、又は指定工事店としての営業を廃止し、若しくは休止しようとするときは、直ちに市長に届け出なければならない。

2 指定工事店は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 組織に変更があったとき。

(2) 代表者に異動があったとき。

(3) 商号を変更したとき。

(4) 営業所を移転したとき。

(5) 専属する責任技術者に異動があったとき。

(6) 住所、電話番号等に変更があったとき。

(指定の取消し等)

第10条 市長は、指定工事店から前条第1項の規定による届出があったときは、指定を取り消すものとする。

2 市長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は期間を定めてその効力を停止することができる。

(1) 掛川市汚水処理施設条例、掛川市公共下水道条例、掛川市農業集落排水処理施設条例若しくは掛川市戸別浄化槽条例若しくはこれらに基づく規則又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 業務に関し不誠実な行為その他市長が指定工事店として不相当と認める行為があったとき。
(告示)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を告示するものとする。

- (1) 指定工事店を新たに指定したとき。
- (2) 指定工事店の指定を取り消し、又はその効力を停止したとき。
- (3) 第9条第2項第2号から第4号までに掲げる事項に係る届出があったとき。

(手数料)

第12条 市長は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額の手数を当該事務の申請者から徴収する。

- (1) 指定工事店証の交付 1件につき10,000円
- (2) 指定工事店証の更新又は再交付 1件につき5,000円

2 前項の手数は、申請の際に徴収する。

3 既納の手数は、返還しないものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第14条 偽りその他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

(両罰規定)

第15条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、当該法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該法人又は人に対しても前条の過料を科する。

附 則

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までに、合併前の掛川市排水設備指定工事店規則（平成10年掛川市規則第27号）、大東町排水設備指定工事店規則（平成12年大東町規則第13号）又は大須賀町排水設備指定工事店条例（平成16年大須賀町条例第15号）の規

定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の掛川市公共下水道条例（平成10年掛川市条例第20号）、大東町下水道条例（平成12年大東町条例第24号）又は大須賀町排水設備指定工事店条例の例による。

附 則（平成23年7月8日掛川市条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月27日掛川市条例第17号）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市排水設備指定工事店条例の規定は、この条例の施行の日以後における申請に係る指定工事店の指定から適用し、同日前における申請に係る指定工事店の指定については、なお従前の例による。

附 則（令和元年12月20日掛川市条例第14号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月20日掛川市条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。